

# (仮称)横浜生活利便機能誘導低層住居地区建築条例 の制定に関する意見募集について

横浜市では、生活利便性の向上に取り組む必要性が高いと考えられる第一種・第二種低層住居専用地域内の一部地域において、周辺の住環境に配慮しながら、日用品販売店舗などの独立した店舗や事務所の建築を可能とする特別用途地区(別紙1～4)(以下、「生活利便機能誘導地区」という。)を、都市計画法に基づき指定します。

これに伴い、建築基準法第49条第2項等の規定に基づき、生活利便機能誘導地区における建築物の用途制限の緩和及び建築物の敷地等の制限を定めること等について、新たに条例を制定します。

つきましては、当該条例の制定に関する意見を市民の皆様から募集します。

## 1 条例の概要

生活利便機能誘導地区(別紙1～4)において、次の(1)～(3)に掲げる用途に供する建築物の建築等について、【適合要件】を満たす場合に、表右欄(赤枠部分)に掲げる規模まで建築をすることができます。

### (1) 日用品販売店舗(コンビニエンスストア、ミニスーパー等)

	用途地域による制限	生活利便機能誘導地区による制限
第一種低層住居専用地域	建築不可	建築不可
第二種低層住居専用地域	150㎡まで建築可(3階以上不可)	<b>250㎡まで建築可(3階以上不可)</b>
【適合要件】 主要地域生活道路(別紙1～4)への接道、接道長さ・主要な出入口位置の制限、隣地境界線から1m以上の外壁後退、隣地に向けた排気設備等の設置不可、自動車駐車場の設置、自動車駐車場の出入口位置等の制限、敷地過半が第二種低層住居専用地域内		

### (2) 食堂又は喫茶店、サービス店舗等\*

	用途地域による制限	生活利便機能誘導地区による制限
第一種低層住居専用地域	建築不可	<b>150㎡まで建築可(3階以上不可)</b>
第二種低層住居専用地域	150㎡まで建築可(3階以上不可)	150㎡まで建築可(3階以上不可)
【適合要件】 幅員4m以上の道路への接道、接道長さ・主要な出入口位置の制限、隣地に向けた排気設備等の設置不可		

\* サービス店舗等:「理髪店等その他これらに類するサービス店舗」「洋服店等その他これらに類するサービス店舗(作業場の床面積、原動機の出力による制限あり)」「自家販売のために食品製造業を営むパン屋等その他これらに類するもの(作業場の床面積、原動機の出力による制限あり)」「学習塾等その他これらに類する施設」

### (3) 事務所

	用途地域による制限	生活利便機能誘導地区による制限
第一種低層住居専用地域	建築不可	<b>150㎡まで建築可(3階以上不可)</b>
第二種低層住居専用地域	建築不可	<b>150㎡まで建築可(3階以上不可)</b>
【適合要件】 幅員4m以上の道路への接道、接道長さ・主要な出入口位置の制限		

なお、(1)～(3)に掲げる用途に供する建築物の建築等を行おうとする者は、周辺住民等への周知や交通渋滞、光害、騒音及び臭気の発生への対策等、良好な住環境の保護に努めるものとします。

裏面あり

## 2 施行予定日

令和6年5月頃（予定）

## 3 意見募集要領

### ■意見募集期間

令和5年8月1日(火)から8月31日(木)まで(必着。郵送の場合は当日消印有効。)

### ■ご意見の提出方法

別添の意見投稿用紙にご記入の上、以下のいずれかの方法によりご提出をお願いいたします。  
なお、電話でのご意見の提出には対応いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

① 郵送または持参（持参の場合は、平日の8：45～17：15にお願いします。）

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10 横浜市庁舎25階  
横浜市建築局建築指導部建築企画課

② ファクシミリ FAX番号：045-550-3568

③ 電子メール Eメール：[kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp](mailto:kc-kkikenkoubo@city.yokohama.jp)

### ■問い合わせ先

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

### ■その他

- ① 寄せていただいたご意見と、それに対する横浜市の考えは、横浜市建築局建築指導部建築企画課のホームページで公表します。
- ② 「電話でのご意見の受付」及び「ご意見への個別の回答」は、いたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ③ 寄せていただいたご意見は、本件の目的以外に使用いたしません。
- ④ 御意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

## 4 備考

当該条例制定の手続きは、都市計画に関する手続きと並行して進めているため、用途制限の緩和や適合要件の内容、地区の範囲等については、変更となる可能性があります。

### 【問い合わせ先】

#### ■意見募集について

横浜市建築局建築指導部建築企画課 電話：045-671-2933

#### ■用途制限の緩和や適合要件の内容、地区の範囲等について

横浜市建築局企画部都市計画課 電話：045-671-2658